

# 資料編

## 岐阜市食育推進会議条例

平成19年3月30日条例第15号  
改正 平成20年3月31日条例第14号  
改正 令和3年3月30日条例第2号

### (設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、岐阜市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

### (委員)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 食育の推進に関係する団体の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健衛生部において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が定める。

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 岐阜市食育推進会議 委員名簿

(任期：令和4年9月15日～令和6年9月14日)

所属団体名等	氏名
公募	新井 啓二
岐阜市小中学校長会	大野 隆俊
岐阜市私立幼稚園連合会	春日 千夏
ぎふ農業協同組合	片岡 緑
岐阜市食生活改善推進協議会	桑原 かずみ
岐阜市自治会連絡協議会	高木 幹雄
岐阜市地域活動栄養士会	田中 康代
一般社団法人 岐阜市医師会	谷本 幸也
岐阜市PTA連合会	辻 理恵
一般社団法人 岐阜市歯科医師会	兵藤 文美 (副会長)
岐阜市食品衛生協会	平井 良樹
全岐阜県生活協同組合連合会	藤田 朋子
一般社団法人 岐阜市薬剤師会	望月 祐子
岐阜女子大学	和田 玲子 (会長)

(50音順 敬称略)

## 第4次岐阜市食育推進計画策定の経緯

令和4年 1月26日	令和3年度第1回岐阜市食育推進会議 (書面会議) (1) 第3次岐阜市食育推進計画の進捗状況について (2) 第4次岐阜市食育推進計画の策定について
令和4年 8月22日	令和4年度第1回岐阜市食育推進会議 (書面会議) (1) 第4次岐阜市食育推進計画の方向性について (2) 第4次岐阜市食育推進計画の骨子 (案) について (3) 計画策定に向けての今後のスケジュールについて
令和4年11月10日	令和4年度第2回岐阜市食育推進会議 (1) 第4次岐阜市食育推進計画 (素案) の審議 (2) パブリックコメントの実施について
令和4年12月15日 ～令和5年1月13日	パブリックコメントの実施 募集結果意見提出数 0件
令和5年 2月 8日	令和4年度第3回岐阜市食育推進会議 (1) 第4次岐阜市食育推進計画 (最終案) の審議
令和5年 3月	第4次岐阜市食育推進計画策定

---

---

## 第4次岐阜市食育推進計画

令和5年3月

発行 岐阜市  
編集 岐阜市 保健衛生部  
〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地  
電話 058-252-7193 (健康増進課)  
E-mail [kenkou@city.gifu.gifu.jp](mailto:kenkou@city.gifu.gifu.jp)

---

---